

基本的対処方針の見直しのポイント

全面改訂し、より読みやすく理解しやすい記載に改める。

①「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和3年11月12日政府対策本部決定）を踏まえた内容に見直しを行う。

- ・感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を対策の柱として記載

②「新たなレベル分類の考え方」（令和3年11月8日コロナ対策分科会提言）を踏まえ、緊急事態宣言の発出等の考え方を見直す。

- ・緊急事態宣言はレベル3相当、まん延防止等重点措置はレベル3又はレベル2相当で総合的に検討する。

③ワクチン接種の進捗を踏まえ、また、第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、行動制限を緩和する。

- ・飲食、イベント、外出・移動等の制限緩和
- ・出勤者数の一律7割削減目標の見直し（引き続きテレワークの活用等を推進） 等

※ 今後、感染が大幅に拡大し、この基本的対処方針による行動制限措置では不十分と判断される場合には、感染状況に応じ、一般医療の制限措置とあわせて、行動制限措置の強化内容を検討し、基本的対処方針の見直しを行う。

飲食	現状		緩和の内容	
	認証店	非認証店	認証店	非認証店
下記以外の区域	[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・<u>人数制限あり</u> ※9月末に緊急事態措置区域から除外された都道府県については、1か月までを目途に段階的に緩和することとしており、都道府県知事の判断により以下の〔感染拡大の傾向が見られる場合〕の対応を基本として要請		[平時]原則として時短要請なし・酒提供可・<u>人数制限なし</u>	
〔感染拡大の傾向が見られる場合〕	都道府県知事の判断により、以下の抑制策を実施。		都道府県知事の判断により、以下を基本として要請	
	<u>21時までの時短要請</u> 協力金:2.5～7.5万円/日	<u>20時までの時短要請</u> 協力金:2.5～7.5万円/日	<u>時短要請なし・酒提供可</u> 協力金：なし	<u>20時までの時短要請・酒提供可</u> 協力金：あり
まん延防止等重点措置地域	①<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> 協力金:3～10万円/日 感染が下降傾向にある場合、知事の判断により、 ②<u>20時までの時短要請・19時半まで酒提供可</u> 協力金:3～10万円/日 ただし、第三者認証制度の普及状況、地域の感染状況等を踏まえた知事の判断により、以下も選択可 ③<u>21時までの時短要請・酒提供可(20時まで)</u> 協力金:2.5～7.5万円/日	<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> 協力金：3～10万円/日	① <u>時短要請なし・酒提供可</u> 協力金：なし 又は ② <u>21時までの時短要請・酒提供可</u> 協力金：あり	<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> 協力金：あり
緊急事態措置区域	<u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> (酒提供店は休業) 協力金:3～10万円/日		① <u>重点措置の②に同じ</u> 又は ② <u>20時までの時短要請・酒類禁止</u> (酒提供店は休業) 協力金：あり	

5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。

ただし、ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、人数上限なし。

5人以上の会食回避を要請・呼びかけ。

2

イベント	収容率			人数上限			時短		
	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急	その他	重点	緊急
現状	大声あり 50% 大声なし 100%		50%	5,000人 又は 収容定員 50% のいずれ か大きい 方	5,000人	5,000人	なし	なし (注2)	21時
↓									
緩和の 内容	大声あり 50% 大声なし 100%			【感染防止安全計画策定（注1）】			なし	なし (注2)	なし (注2)
				収容定員 まで	20,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可	10,000人 ワクチン・検査 パッケージ制度の適用 により、収容定員まで 追加可			
				【感染防止安全計画を策定しない場合】 現状と同じ					

※遊園地などについては、従前通り、緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

（注1）5,000人超のイベントに適用。「大声なし」が前提。

（注2）都道府県知事の判断により要請を行うこともあり得る。

移動		現 状	緩和の内容
下記以外の区域	県をまたぐ移動	• 基本的な感染防止策を徹底する	(現状と同じ)
まん延防止等重点措置地域	外出	• 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。 • 混雑した場所等への外出半減。 • 少人数で、混雑を避けて行動。	外出：混雑した場所や感染リスクの高い場所を訪れる場合を除き、<u>ワクチン接種の有無にかかわらず、国として自粛要請の対象に含めない。</u> 県またぎ移動：<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、国として自粛要請の対象に含めない。</u>
	県をまたぐ移動	• 不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控える。	
緊急事態措置区域	外出	• 日中も含めた不要不急の外出・移動自粛。特に、20時以降の不要不急の外出自粛。 • 混雑した場所等への外出半減。 • 少人数で、混雑を避けて行動。	
	県をまたぐ移動	• 不要不急の都道府県間の移動は極力控える。 • 避けられない場合は検査を勧奨。	

※ 学校行事(修学旅行等)は、基本的に、外出や移動の制限の対象外。